

(9) 水稲原採種栽培管理基準

	平成6年4月8日	農流第64号
改正	平成17年4月25日	農産第164号
改正	平成22年4月1日	農産第1530号

水稲の原種ほ並びに採種ほ（以下「原採種ほ」という）場の選定及び栽培管理にあたっては、次のことを厳守し、適正な生産を行うものとする。

1 ほ場の選定

- (1) 周辺のは場より異品種の花粉、病原体、汚水等の侵入により原採種の生産に重大な支障を受ける恐れのないほ場であること。
- (2) 原採種の生産に係わる栽培管理作業を、適切かつ効率的に行うことができるほ場であること。

2 育苗管理

種子の安定確収と異型除去の容易さを考慮して育苗型式は成苗ポット、又は箱ポットとし、苗素質は育苗基準にそった健苗の育成に努める。

なお、極早生種の育苗日数は、は種量を増し20～25日程度に止める。

3 本田管理

栽培管理にあたっては適期移植や栽植密度の確保、施肥基準、水管理等の基準を遵守するとともに、特に幼穂形成期から冷害危険期にかけての水管理を徹底し、安定生産に努める。

4 異種、異品種の混入防止

- (1) 種子準備から移植までの過程で、異品種等の混入がないよう十分注意する。
- (2) は種にあたっては、は種機及びその周辺の清掃を徹底する。
- (3) 移植後、ノラ生えの抜き取りを徹底する。
- (4) 自然交雑による異型の発生を防止するため、異品種から隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。
 - ・ 原種の生産ほ場は、同一品種の「採種ほ」の中央部等に配置するとともに、原種であることが明らかに判別できるよう区分しておく。
 - ・ 異品種と自然交雑をしないよう、十分な距離をおいて隔離する。
 - ・ もち品種はうるち品種のは場とは農道・用水路等距離をとって配置するとともに、必要に応じ風上側に防風網を設置するなどの対策を講ずる。収穫にあたってはうるち品種との境界に面する部分は隣接部を除いて収穫する。
 - ・ もち品種周辺のうるち品種のは場には、出穂又は開花期の異なる品種を栽培する。
- (5) 異種、異型の除去は、草姿の判別がしやすい次の時期を重点に行う。
 - ・ 原種 出穂始期、出穂揃い期、登熟中期、成熟期
 - ・ 採種 出穂期、登熟中期

5 病虫害防除

病虫害に侵されていない健全種子を生産するため、発生の早期発見に努め北海道農作物病虫害・雑草防除ガイドにもとづき適切な防除を徹底する。

(1) ばか苗病（特定病害）

- ・ 種子消毒
- ・ 苗代及び本田での見回り徹底と発病株の完全抜き取り。
- ・ 発病株の抜き取りは穂ばらみ期までに終了させる。
- ・ 出穂始めに発病株が1株でも発見された場合は種子として利用しないこととする。

(2) いもち病

- ・ 種子消毒
- ・ 育苗ハウス内及びその周辺で籾殻や稲わらはを使用しない。
- ・ 補植用取置苗は早期に除去する。
- ・ 本田見回り徹底と適期防除に努める。
- ・ いもち病が発生しやすい水田は、箱施用剤を使用するなど防除の徹底をはかる。

6 収穫・乾燥

- (1) 機械収穫を実施する場合の収穫時期は、株全体の稔実籾が80%程度黄化し、籾水分が30%に達した頃とし適期収穫を励行する。
- (2) 収穫・乾燥機は種子仕様の専用機を使用することとし、使用機種に規定されている回転数、循環回数を厳守する。
- (3) 異品種の混入を避けるため、使用機械の清掃を徹底し、残留穀粒を完全に除去する。
- (4) 乾燥時の籾温は30℃以下とし、毎時乾減率を0.6%以下とする。
- (5) 収穫・乾燥作業中に種子が飛散して靴中に入ったり、衣服に付着する場合がありますので、作業前に注意して除去する。
- (6) 採種ほで直播用の種子を収穫する場合に汎用コンバインを使用するときは、籾水分26%未満とする。